（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第五号、第四条の三、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　略］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条、第四条の四第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　略］

［号を削る。］

［四～六　略］

２　前項に掲げる事務のほか、中国支所及び四国支所の取引課においては、次条に掲げる事務をつかさどる。

３　第一項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。

（地方事務所のフリーランス課）

第四条の三　地方事務所のフリーランス課においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号及び第五号、次条第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の四　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　［略］

中部事務所	総務課　取引課　フリーランス課	下請課　第一審査課　第二審査課
近畿中国四国事務所	総務課　取引課　フリーランス課	下請課　第一審査課　第二審査課
	査課　第三審査課	
	総務課　取引課　フリーランス課	下請課　第一審査課　第二審査課
	査課　第三審査課　第四審査課	
中国支所	総務課　取引課　下請課　審査課	
四国支所	総務課　取引課　下請課　審査課	
九州事務所	総務課　取引課　フリーランス課	下請課　第一審査課　第二審
	査課　第三審査課	

（地方事務所及び支所の総務課）

第四条　地方事務所及び支所の総務課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の総務課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、次条第一項第四号及び第六号、第四条の三第一項並びに第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～十五　同上］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官並びに地方事務所及び支所の転嫁円滑化対策調査官）

第四条の二　地方事務所及び支所の取引課においては、次の事務（近畿中国四国事務所の取引課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十四号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

［一～三　同上］

四　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）の施行に関する事務に関すること。

［五～七　同上］

［項を加える。］

２　前項に掲げる事務（転嫁円滑化対策調査官にあっては、同項第一号の事務及び同項第二号の事務（独占禁止法第二条第九項第六号ホに係るものに限る。）を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引方法調査官七人以内及び転嫁円滑化対策調査官十人以内を置く。

［条を加える。］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の三　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、前条第一項第一号、第四号及び第六号並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　［同上］

中部事務所	総務課　取引課　下請課　第一審査課　第二審査課　第三審査課	
近畿中国四国事務所	総務課　取引課　下請課	
	第一審査課　第二審査課　第三審査課　第四審査課	
中国支所	総務課　取引課　下請課　審査課	
四国支所	総務課　取引課　下請課　審査課	
九州事務所	総務課　取引課　下請課　第一審査課　第二審査課　第三審査課	